

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成29年8月25日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700001 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700031 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる請求期間の賞与の支給日を第二欄に掲げる年月日とし、標準賞与額を第三欄に掲げる額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
① 平成 15 年 8 月	平成 15 年 8 月 12 日	8,000 円
② 平成 16 年 8 月	平成 16 年 8 月 12 日	1 万円
③ 平成 16 年 12 月	平成 16 年 12 月 20 日	1 万 2,000 円
④ 平成 17 年 8 月	平成 17 年 8 月 11 日	1 万 3,000 円
⑤ 平成 17 年 12 月	平成 17 年 12 月 21 日	1 万 4,000 円
⑥ 平成 18 年 8 月	平成 18 年 8 月 12 日	1 万 4,000 円
⑦ 平成 18 年 12 月	平成 18 年 12 月 22 日	1 万 4,000 円
⑧ 平成 19 年 8 月	平成 19 年 8 月 11 日	20 万円
⑨ 平成 19 年 12 月	平成 19 年 12 月 22 日	21 万円
⑩ 平成 22 年 8 月	平成 22 年 8 月 12 日	20 万円
⑪ 平成 22 年 12 月	平成 22 年 12 月 23 日	19 万 6,000 円
⑫ 平成 23 年 8 月	平成 23 年 8 月 12 日	20 万円
⑬ 平成 23 年 12 月	平成 23 年 12 月 23 日	20 万円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 8 月  
② 平成 16 年 8 月  
③ 平成 16 年 12 月  
④ 平成 17 年 8 月  
⑤ 平成 17 年 12 月  
⑥ 平成 18 年 8 月  
⑦ 平成 18 年 12 月  
⑧ 平成 19 年 8 月  
⑨ 平成 19 年 12 月  
⑩ 平成 22 年 8 月

- ⑪ 平成 22 年 12 月
- ⑫ 平成 23 年 8 月
- ⑬ 平成 23 年 12 月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与に係る厚生年金保険の記録がない。請求期間に係る賞与の明細書は紛失したが、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

A社が提出した請求者に係る賞与明細一覧表及び同社がB年金事務所に提出した厚生年金保険被保険者賞与支払届（ただし、すべての届が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出されたもの。）により、請求者は、請求期間①から⑬において、各賞与支払届に記載された賞与支払年月日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、次の表の第一欄に掲げる請求期間の賞与の支給日を第二欄に掲げる年月日とし、標準賞与額を第三欄に掲げる額に訂正することが妥当である。

第一欄	第二欄	第三欄
① 平成 15 年 8 月	平成 15 年 8 月 12 日	8,000 円
② 平成 16 年 8 月	平成 16 年 8 月 12 日	1 万円
③ 平成 16 年 12 月	平成 16 年 12 月 20 日	1 万 2,000 円
④ 平成 17 年 8 月	平成 17 年 8 月 11 日	1 万 3,000 円
⑤ 平成 17 年 12 月	平成 17 年 12 月 21 日	1 万 4,000 円
⑥ 平成 18 年 8 月	平成 18 年 8 月 12 日	1 万 4,000 円
⑦ 平成 18 年 12 月	平成 18 年 12 月 22 日	1 万 4,000 円
⑧ 平成 19 年 8 月	平成 19 年 8 月 11 日	20 万円
⑨ 平成 19 年 12 月	平成 19 年 12 月 22 日	21 万円
⑩ 平成 22 年 8 月	平成 22 年 8 月 12 日	20 万円
⑪ 平成 22 年 12 月	平成 22 年 12 月 23 日	19 万 6,000 円
⑫ 平成 23 年 8 月	平成 23 年 8 月 12 日	20 万円
⑬ 平成 23 年 12 月	平成 23 年 12 月 23 日	20 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑬について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から⑬に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600303号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700030号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年6月30日から同年7月1日まで

私は平成17年4月1日からA事業所に勤務していたが、年金記録では厚生年金保険に平成17年4月1日に加入し、同年6月30日に喪失、同年7月1日からB共済組合に加入した記録になっている。

しかしながら、平成17年6月30日も勤務しており、空白期間は無いので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所が提出した請求者に係る人事記録によると、請求者は平成17年4月1日から同年6月29日までの期間において嘱託職員とされている上、請求者に係る平成17年6月29日を退職日とする退職願が提出されていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録によると、A事業所における請求者の離職日は、平成17年6月29日と記録されており、当該離職日は請求者の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合する。

なお、請求者が所持している平成17年6月分給与支給明細書によると、控除欄の「厚生年金」に43,196と記載されていることが確認できるが、A事業所は、請求期間当時、厚生年金保険に加入していた者に係る給与支給の事務取扱について、厚生年金保険料は翌月控除を行っており、前述の給与支給明細書に記載された厚生年金保険料は同年5月分であり、同年6月分の控除はしていないと回答している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。